

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 6 月 28 日現在

機関番号：15401
 研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2009～2011
 課題番号：21530223
 研究課題名（和文） 多国間経済連携協定締結交渉における知的財産権の戦略的活用
 研究課題名（英文） A strategic use of intellectual property rights in multilateral economic cooperation agreements
 研究代表者 岡村 誠（OKAMURA MAKOTO）
 広島大学・大学院社会科学部・教授
 研究者番号：30177084

研究成果の概要（和文）

輸入財産業と非貿易財産業の2つの産業をもつ国を考える。この国には一定の企業が営業していて、どの産業で操業するかを決めている。この国の政府は国内産業を保護するために外国からの輸入に対して関税をかける。

この国の経済の状態は国内企業の利潤の総和と外国企業からの関税収入と国内の消費から得られる利益を足しあわせたものになる。

政府がこの利益を最大にする関税率を最適関税と呼ぶ。国内企業が産業間を移動できる時は襲来の企業が産業を移動できない時に比べて最適関税率が低くなることを示した。

研究成果の概要（英文）： We have developed an international trading model in which one importing goods industry and one non-trade goods model exist. A fixed number of firms operate in these two industries and move from one industry to another one. Each firm engages in Cournot competition in each industry. The government in this country can impose a tariff against goods imported. The economic welfare is defined as a sum of producer surplus, consumer surplus and tariff revenue. The optimal tariff rate is defined as the rate at which the economic welfare is maximized. We have established that the optimal tariff rate is smaller when firms can move among industries than when the firms can not move.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2010年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2011年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
総計	3,200,000	960,000	4,160,000

研究分野：応用経済学

科研費の分科・細目：経済学・応用経済学

キーワード：FTA 経済連携, パテント, 不完全競争, 知的財産権, 国際取引

1. 研究開始当初の背景

世界貿易機関 WTO での包括的な経済交渉が難航している現在、それに代わるものとして多国間経済連携協定の締結が活発化している。現在日本はシンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイの7か国と経済連携協定を発効し、フィリピン、ASEAN（東南アジア諸国連合）との間で協定への署名を行い、ベトナム、スイス、インドとは大筋で合意に至っている。

また、韓国、中国、豪州、GCC（湾岸協力会議）加盟6カ国の各国と経済連携協定締結に向けて交渉中である。

東アジアにおける FTA 締結の動きをみると、日中韓は、ASEAN 全体および各国に対して、それぞれ個別に経済連携協定を締結しており、一体としての ASEAN+3 ではなく、ASEAN+1 が3つ併存する方向へ向かっている。しかし、東アジアにおいて日中韓3国の存在は非常に大きく、日中韓経済連携協定が実現されれば、EU や NAFTA に迫る経済圏への発展が見込まれる。

本研究では、現在交渉中の韓国、中国との経済連携協定締結に向けた交渉カードとして知的財産権を活用する効果を検証する。特に、日中間で交渉を難航させている農業問題を解決する代替案として知的財産権を戦略的に活用することが有効であると考えられる。

企業のノウハウや技術が海外へ意図しないで流出することを防止し、適切に保護することは産業の発展・活性化に欠かせない。本研究において EPA/FTA での知的財産権に関する交渉項目を整理し適用範囲を明示できれば、企業の技術管理・活用について、企業自らが組織整備等を含む戦略的なプログラムを策定しライセンス化に取り組む指標を提供することができる。創造したものが適切に保護されることは先進国、途上国の双方に経済厚生 of 改善をもたらすことを示し、違法な模倣活動から脱却するメリットを示すことができればライセンス化した日本の知的財産権の取引も活発に行われ、さらなる技術革新に繋がり長期的な発展が可能となる。

(1) 原産地規則と知的財産権

EPA においては原産地規制が重要な項目である。原産地規制とは、①主に農産品に見られる完全生産品、②締約国内の原材料のみを使用して生産される製品、③非原産材料を用いて生産された商品であって、品目別に定める要件（付加価値基準、関税番号変更規準、加工工程規準その他）を満たすものを指す。この原産地規則に当てはまる物品について関税を撤廃もしくは引き下げて貿易を活発化させるのである。日本は①の完全生産品の

輸出が少ないことは明らかであり、②や③を満たす製品を生産することが必要になる。②を満たすことを目的とすれば、相手国に生産工場を建設し現地の材料を利用して最終生産品を作る流れとなる。車を例に挙げるなら、エンジンのみは日本から輸出し残りの工程を相手国で現地の部品や材料を使って行い車を完成させて販売する。生産ラインを移す際に「意図せざる知的財産権の流出」が起こる恐れが否めない。進出する企業にとって、経費をかけて開発した付加価値が頻繁に模倣されると新たな技術の開発向けの投資が冷え込んでしまう恐れがあり、「ものづくり」に長けた日本企業の国際競争力もそがれてしまう。そこで、貿易産品に原産地規則の適用が厳しく求められているのと同様に知的財産も製作国を原産地とする重要な財産である。この保護に注力し、現地へ進出する企業が安心して分業体制を構築できるガイドラインを策定することが必要である

(2) 知的財産権の保護が生み出す経済厚生
WTO 協定のなかの一つに TRIPS 協定(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)がある。WTO 加盟国はこの協定に基づき、内国民待遇や、最恵国待遇を WTO 加盟各国に等しく与えることが要求されるなど、既存の国際条約であるパリ条約やベルヌ条約等に比べて要求度の高いものとなっている。しかしこの中で定められているのは、知的財産権の最低限の保護基準(ミニマム・スタンダード)にすぎない。このため国によって知的財産権の保護強度が異なっており、一般に先進国の知的財産権の保護強度は高く、途上国のそれは低い。自国の保護レベルに則した法令順守を求める先進国と、弾力的な運用(模倣の容認)を求める途上国との間で対立が起こっている。日本は技術力が高く知的財産の保護強度も高い国であるため、保護強度の低い中国との EPA 交渉において TRIPS 協定は争点となりうる。この際、知的財産権をライセンス化することによって、EPA 締結国間の技術移転が円滑に進む効果も期待できる。

日中 EPA の場合、日本企業が中国に進出する際の直接投資を通じて技術は移転するが、この際に知的財産権をライセンス化して輸出する方法が考えられる。TRIPS 協定や各国間の取り決め反する模倣活動を厳しく取り締まることにより、ライセンスを取得し生産を行う方がより利潤が増加する。相手国へのライセンス輸出による技術移転が進むと生産される財の種類が増え、労働需要が高まる。反対に日本では同じ財の生産量が減少し、より高度な製品の研究や開発に資源が投入されるようになりさらなる技術革新に繋がる。ものづくりだけではなく、日本のアニメ

や音楽、ゲームソフトなどすべての知的財産の保護強化は、双方の経済成長を促す効果があり経済厚生を改善させる効果が予想される。

2. 研究の目的

TRIPS 協定に関する図書、海外の資料、紛争に関する判例、学会・研究会の資料などを収集・整理し、データベースとして構築する。日本の製造業の業種ごとに主な特許権の取得状況を整理し、直接投資を行う際に流出しやすい技術を特定しライセンス化へ必要な情報を収集する。次に、2005年4月に発効されてから3年余り経つメキシコでの状況を調査し、EPA 締結に際し著作権に関して独立した規定が設定されていないことから発生している負の要素を洗い出す。独立した知的財産章を設け著作権を固有に規定した条文を設けた協定国での改善状況と比較し検討する。知的財産権の保護強化が実際の貿易に与えている効果を検証し、日中 EPA 交渉時への適用可能性を示す。経済厚生をさげることが知られている模倣活動による生産を抑えるように知的財産の保護強化を目的に政府が介入を行った場合、途上国で生産することのできる財の数が上昇し、先進国ではより高度な製品の研究開発に資源を投入できるようになるため技術革新が長期的に進展する。また、途上国では労働需要が高まり、賃金が増加する。この効果が日中間でも当てはまる事例を示し、日中 EPA 交渉時の締結条件の有力な候補とする。最終的には、中国との EPA 締結に向けた知的財産権のライセンス化の検討だけでなく、他の国との交渉に向けた包括的なライセンス化のモデルの検討も行いたい。経済の発展段階や、産業構造の特性によって対象国を分類し、日本の産業構造とのマッチングを検証することによって知的財産権のライセンス化が有効な相手国のモデルケースの策定を目指す。

3. 研究の方法

本研究組織は3名からなり、研究目的を遂行するに当たっては、各研究分担者がそれぞれの研究領域の得意な分野を担当することを基本とし、研究組織として柔軟に対応する。TRIPS 協定に関する図書、海外の資料、紛争に関する判例、学会・研究会の資料などを収集する。これにはアメリカ、韓国、メキシコ、ASEAN 諸国の資料や翻訳代も含む。収集した資料を整理し、データベースとして構築する。日本の製造業の業種ごとに主な特許権の取得状況を整理し、直接投資を行う際に流出しやすい技術を特定し（企業へのインタビュー活動も行う）ライセンス化へ必要な情報を収集する。

次に、2005年4月に発効されてから3年余

り経つメキシコでの状況を調査し、EPA 締結に際し著作権に関して独立した規定が設定されていないことから発生している負の要素を洗い出す。この EPA 交渉は日本にとっては農産品の関税引き下げも含む実質的には初めての本格的な自由貿易協定であったため、締結までに紆余曲折を経ている。日本側の主張は国内の農産品をどう守るか？が一番の課題になっており、知的財産権の交渉までは充分に対応できていなかった。フィリピンなどで締結された独立した知的財産章を設け著作権を固有に規定した条文を設けた協定国での改善状況と比較し検討する。

知的財産権の保護強化が先進国と発展途上国にどのような効果を与えるかを検証し、日中 EPA 交渉時への適用可能性を示す。技術移転は違法な模倣活動によって行われるものが多く、模倣水準が低ければ先進国・発展途上国ともにマイナスの効果が大きくなることが以前より指摘されている。先進国・途上国ともに経済厚生を悪化させる違法な模倣を防ぐ技術移転の方法は、ライセンスの供与と直接投資の2つの方法が考えられる。本研究ではライセンス供与による技術移転に焦点を当て、経済厚生分析を行う。ライセンスを取得した途上国企業は自国で生産を行い、ライセンスを受けていない企業は模倣活動による生産を行う。この模倣活動による生産を抑えるように知的財産の保護強化を目的に政府が介入を行う。この場合、途上国で生産することのできる財の数が上昇し、先進国ではより高度な製品の研究開発に資源を投入できるようになるため技術革新が長期的に進展する。また、途上国では労働需要が高まり、賃金が増加する。この効果が日中間でも当てはまる事例を示し、日中 EPA 交渉時の締結条件の有力な候補とする。

平成 22 年度は各研究分担者の研究の発展と進化を図るとともに、初年度で研究の成果が不十分であった分野があれば、そこでの問題点を検討し研究を進める。年度の初めに全体会議を持ち、各研究分担者の平成 21 年度の1年間の研究経過と成果を整理し、これまでの研究の過程で新たな研究課題や問題点が見つければ、それを新たな研究課題に加えて研究を進展させる。

平成 21 年度の研究成果をふまえて中国との EPA 締結に向けた知的財産権のライセンス化の検討だけでなく、他の国との交渉に向けた包括的なライセンス化のモデルの検討も行いたい。経済の発展段階や、産業構造の特性によって対象国を分類し、日本の産業構造とのマッチングを検証することによって知的財産権のライセンス化が有効な相手国のモデルケースの策定を目指す。

1 つ目のモデルは、2 国間で補完性を持つ 2 技術についての移転に関するライセンス契

約を考える。この時ある国で認められた特許が他の国に認められるかという「消尽」に関する知的財産権の違いが2国間での技術移転と経済厚生に与える効果を実証も踏まえて検証する。

2つ目のモデルは、補完性を持つ2技術を用いて財を生産する duopoly 企業を考える。この時技術開発に成功した企業が失敗した企業にライセンス契約を通じて技術移転することを考える。この時2技術についての知的財産権保護政策のライセンスゲームの均衡に与える効果を実証も踏まえて検証する。

4. 研究成果

研究成果は、英語の学術論文として、Journal of public economics, International journal of industrial organization Review of international economics, Manchester School などの査読付き国際学術誌や邦語論文として経済研究、日本経済研究などの査読付き学術誌に掲載した。

主な結果は次の通りである。

1. 非対称2地域繰返し租税競争 model において、地域間の非対称性が拡大すると地域間の協力が容易になる。
2. 非対称2地域企業移動 model において、高需要地域に企業は経済厚生観点から見て過剰に立地する。
3. 海外直接投資と輸出が2つの option として可能な垂直構造を持つ、国際経済において、直接投資と輸出が共存する均衡は存在しない。
4. 中間財の組み立て工程を途上国に移転可能な貿易モデルを考える。2輸出国と1輸入国があって輸入国が完成品に対して関税をかける。2輸出国が均衡において、quid pro quo の効果を考慮して、直接投資を選択する。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 13 件)

1. 新海 哲哉、大川 隆夫、岡村 誠、The tragedy of anticommons in the long run in a common resource economy. 2012. 査読付き Japanese economic review.掲載決定
2. 石田 三樹、越智 泰樹、岡村 誠 知的財産権保護が関連会社設立、ライセンスに与える影響。2012. 地域経済研究。23巻 61-70 査読付き
3. 成生 達彦、池田 剛士、岡村 誠、Direct sales or indirect sales? 2011. The Manchester school.79.643-649 査読付き

4. 倉田 洋、大川 隆夫、岡村 誠、Market size, location of firms and economic welfare. 2011. Review of international economics.18.1-14 査読付き

5. 大川 昌幸、大川 隆夫、岡村 誠、Optimal tariff policy with location choice. 2011. International journal of development and conflict. 1. 321-338 査読付き

6. 奥田 麻衣、越智 泰樹、石田 三樹、岡村 誠、国内企業の産業間移動と最適関税率、2011 地域学研究 41巻 359-374 査読付き

7. 紀国 洋、大川 隆夫、岡村 誠、Planned antiobsolescence occurs when consumers engage in maintenance. International Journal of Industrial Organization 2010.28. 441-450 査読付き

8. 友田 康信、岡村 誠、有担保融資と無担保融資が産出物市場に与える影響、2010. 日本経済研究. 62巻. 64-84 査読付き

9. Lex Zhao, 岡村 誠、Competing outsource in the south. 2010. Review of international economics. 18.427-442.査読付き

10. 石田 三樹、越智 泰樹、国際取引における知的財産権の重要性、2010、地域経済研究、23巻、68-80、査読付き

11. 奥田 麻衣、越智 泰樹、石田 三樹、岡村 誠、資金移動と就業構造から見た中国の産業高度化 2010 地域学研究 40巻 205-216 査読付き

12. 板谷 淳一、山口 力、岡村 誠、Are regional asymmetries detrimental to tax competition in a repeated game setting? 2009, journal of public economics.92.2403-2411 査読付き

13. 成生 達彦、岡村 誠、池田 剛士、チャネル間競争の下でのテリトリー制と経済厚生。2009. 経済研究 (一橋大学) 80巻2号、156-162 査読付き

[学会発表] (計 1 件) 岡村 誠、越智 泰樹、奥田 麻衣、石田 三樹、国内企業の産業間移動と最適関税。2009年10月13日、日本地域学会全国大会、広島大学

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

岡村 誠 (OKAMURA MAKOTO)

広島大学社会科学部研究科教授

研究者番号：30177084

(2) 研究分担者

石田 三樹 (ISIDA MIKI)

広島大学社会科学部研究科教授

研究者番号：70184538

越智 泰樹 (OCHI YASUKI)

広島大学社会科学部研究科教授

研究者番号：90204221